2 わが国の アスレティック トレーナーの歴史

1. 日本体育協会公認スポーツ指導者制度

a. 公認スポーツ指導者制度の制定

日本体育協会が、スポーツ指導者の養成事業に着手したのは、1964年に開催された第18回東京オリンピックの翌年、1965年(昭和40年)である.東京オリンピックの開催決定を契機に、東京オリンピック選手強化対策本部を設置し、スポーツ医・科学の面からのサポートを得ながら、諸外国の選手強化に関する情報収集に努め、競技者育成・強化を図った。

そして、東京オリンピックでの競技者の育成・強化のノウハウを全国に知らせ、今後の競技者の育成・強化に生かしていくこと、旧態依然とした経験主義的な強化指導を是正していくという趣旨からも、現場のスポーツ指導者を対象として養成講習会を開始したのが、スポーツトレーナー(現在のアスレティックトレーナーとは異なり、位置づけとしては競技力向上のための指導者である)の養成である。

1977年(昭和52年)からは、スポーツ指導者の役割に応じた資格認定と指導体制の確立を目的に、加盟団体と一致協力して、現在の公認スポーツ指導者制度の元になっている「日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を制定し、スポーツトレーナーの養成からは新たな発想のもとに共通科目と競技別の専門科目を学ぶ、スポーツ指導員、コーチ、上級コーチの養成事業を開始した。

しかし、養成された有資格指導者が、その力を十分に発揮するためには、自らの資質の向上もさることながら、活動環境の整備とあわせ、公認スポーツ指導者の社会的地位の向上が不可欠であり、そのためには民間スポーツ団体の力だけでは限界があることから、スポーツ指導者の公的資格付与について文部省(当時)に働きかけてきた。

|表 |-A-1 日本体育協会が加盟団体等と養成するスポーツ指導者の分類と資格

分類	資格
スポーツ指導基礎資格	スポーツリーダー
競技別指導者資格	指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ、教師、上級教師
フィットネス資格	ジュニアスポーツ指導員 スポーツプログラマー フィットネストレーナー
メディカル・コンディ	スポーツドクター
ショニング資格	スポーツデンティスト
	アスレティックトレーナー
	スポーツ栄養士
マネジメント資格	アシスタントマネジャー
	クラブマネジャー

b. 文部科学大臣事業認定

文部省(当時)では、1972年(昭和47年) の保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及 振興に関する基本方策について」の中で、体 育・スポーツ施設の整備や体育・スポーツへの 参加の推進に加えて、体育・スポーツの指導者 の養成・確保と指導体制の確立についても謳っ ていた. その後, 国民生活の向上に伴うスポー ツの多様化、高度化に対応できる資質の高いス ポーツ指導者の養成を目的に、1987年(昭和 62年)に「社会体育指導者の知識・技能審査 事業」(文部大臣事業認定制度)を創設した. この文部大臣事業認定制度とは, スポーツ団体 が行うスポーツ指導者養成事業のうち, 文部省 (当時) が定めるカリキュラムなどの基準を満 たしている事業を文部大臣(当時)が認定する もので、養成されたスポーツ指導者のレベルが 一定の水準にあることを文部省(当時)が広く 社会に保証するものだった.

日本体育協会では、文部大臣事業認定制度の 創設を受け、いち早く新制度に切り替えるため の作業を開始し、1988年(昭和63年)に、文 部省(当時)の制度を導入した新しい「公認ス ポーツ指導者制度」に改定した.

2000年(平成12年)には、従来の告示による「社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」が廃止され、スポーツ振興法第11条(指導者の充実)に基づく実施省令として、新たに「スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」が定められた。しかしながら、同年12月に行政改革大綱が閣議決定され、公益法人に対する行政の関与のあり

|表 I-A-2 日本体育協会指導者育成事業のあゆみ

1065 年		
1303 4	(S40)	スポーツトレーナーの養成スタート 東京オリンピックでの競技者育成・強化のノウハウを全国へ、スポーツ医・科学に立脚したスポー ツトレーナーの養成を開始
1971 年	(S46)	スポーツ指導員の養成スタート 競技力向上のための指導者だけでなく,地域スポーツ振興のための指導者養成を開始
1972 年	(S47)	保健体育審議会答申 「体育・スポーツ指導者の養成確保と指導体制の確立」 ① 国が指導者の社会的信頼を高めるなどの見地から、体育・スポーツ指導者の資質・技能検定 審査事業の認定制度について考慮すること
1977 年	(S52)	日本体育協会公認スポーツ指導者制度を創設 指導者の役割に応じた資格認定と指導体制の確立を目的として、加盟団体と協力して指導者制度を 制定、共通科目と専門科目を学ぶ、スポーツ指導員、コーチ、上級コーチの養成を開始
1979 年	(S54)	全国スポーツ指導者連絡会議が発足 全国のスポーツ指導者による、「自らの資質の向上、指導方針の徹底、活動環境の整備」を目的と して全国のスポーツ指導者の活動を促進するために協議する場をつくった
1982 年	(S57)	スポーツドクターの養成スタート スポーツ競技者のケアにあたっている臨床医を対象にスタートした「スポーツ関係臨床医相互研修 会(1978 年)」から「公認スポーツドクター設置要項」に基づいたスポーツドクター制度としてス ポーツドクターの養成を開始
1986 年	(S61)	保健体育審議会が「社会体育指導者の資格付与制度」を国に建議 保健体育審議会がスポーツ指導者の資格付与制度に関し、行政当局がこの建議に基づき同制度の整備に努めることを強く要望した
1987 年	(S62)	文部大臣が「社会体育指導者の知識・技能審査事業に関する規程」を告示 保健体育審議会の建議を受け、国が示す一定の基準を満たす事業を実施できる団体を認定する事業 認定制度がスタート
1988 年	(S63)	「 日本体育協会公認スポーツ指導者制度 」を改訂 「社会体育指導者の知識・技能審査事業に関する規程」に基づく制度に改訂
1989年	(H元)	地域スポーツ指導者(C・B・A級スポーツ指導員),競技力向上指導者(C・B・A級コーチ)が事業認定され,養成スタート
1990年	(H2)	商業スポーツ施設における指導者(C・B・A級教師)が事業認定され、養成スタート
1992 年	(H4)	スポーツプログラマー1種(スポーツプログラマー)・2種(フィットネストレーナー),少年スポーツ指導者(少年スポーツ指導員・少年スポーツ上級指導員)が事業認定され,養成スタート
1994 年		アスレティックトレーナーの養成スタート
1998 年	(H10)	アスレティックトレーナーが事業認定される
		로마 그림 까는떼새표가되자.
1998 年	(H10)	5月 スポーツ振興投票法が公布 平成 13 年から販売開始,平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上
1998 年	(H10)	平成 13 年から販売開始,平成 14 年から収益による助成開始
1998年	(H10)	平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が,スポーツ振興法第 11 条実施省令
1998 年	(H10)	平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大) スポーツ指導者の養成・資質向上 4 月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が、スポーツ振興法第 11 条実施省令 「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6 月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9 月「スポーツ振興基本計画」(以下、抜粋)
1998年	(H10)	平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大) スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が、スポーツ振興法第 11 条実施省令 「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月「スポーツ振興基本計画」(以下、抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保
1998 年	(H10)	平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大) スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が、スポーツ振興法第 11 条実施省令 「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月 「スポーツ振興基本計画」(以下、抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標
1998 年	(H10)	平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大) スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が、スポーツ振興法第 11 条実施省令 「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月「スポーツ振興基本計画」(以下、抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題
1998 年	(H10)	平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大) スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が,スポーツ振興法第 11 条実施省令「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月「スポーツ振興基本計画」(以下,抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題 スポーツ指導者の養成は、文部科学大臣認定のもとに、日本体育協会(以下「日体協」という)
1998 年	(H10)	平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大) スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が、スポーツ振興法第 11 条実施省令 「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月「スポーツ振興基本計画」(以下、抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題
		平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が,スポーツ振興法第 11 条実施省令「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月「スポーツ振興基本計画」(以下,抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題 スポーツ指導者の養成は、文部科学大臣認定のもとに、日本体育協会(以下「日体協」という)をはじめ各スポーツ団体が実施している養成事業があるが、制度創設後 10 年以上経過している中、スポーツニーズの変化に十分には応えられなくなってきているという意見もある ③ 今後 10 年間の具体的施策展開
1998年		平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が,スポーツ振興法第 11 条実施省令「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月「スポーツ振興基本計画」(以下,抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題 スポーツ指導者の養成は、文部科学大臣認定のもとに、日本体育協会(以下「日体協」という)をはじめ各スポーツ団体が実施している養成事業があるが、制度創設後 10 年以上経過している中、スポーツニーズの変化に十分には応えられなくなってきているという意見もある ③ 今後 10 年間の具体的施策展開 質の高い技術・技能を有したスポーツ指導者の養成方策の充実を図るとともに、総合型地域スポ
		平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が,スポーツ振興法第 11 条実施省令「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月「スポーツ振興基本計画」(以下,抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題 スポーツ指導者の養成は、文部科学大臣認定のもとに、日本体育協会(以下「日体協」という)をはじめ各スポーツ団体が実施している養成事業があるが、制度創設後 10 年以上経過している中、スポーツニーズの変化に十分には応えられなくなってきているという意見もある ③ 今後 10 年間の具体的施策展開 質の高い技術・技能を有したスポーツ指導者の養成方策の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの全国展開など、スポーツ活動の場の拡大に伴って必要となる指導者の確保を図り、スポーツ指導者が指導を円滑に行うことのできる環境を整備する
		平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が,スポーツ振興法第 11 条実施省令「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月「スポーツ振興基本計画」(以下,抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題 スポーツ指導者の養成は、文部科学大臣認定のもとに、日本体育協会(以下「日体協」という)をはじめ各スポーツ団体が実施している養成事業があるが、制度創設後 10 年以上経過している中、スポーツニーズの変化に十分には応えられなくなってきているという意見もある ③ 今後 10 年間の具体的施策展開 質の高い技術・技能を有したスポーツ指導者の養成方策の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの全国展開など、スポーツ活動の場の拡大に伴って必要となる指導者の確保を図り、スポーツ指導者が指導を円滑に行うことのできる環境を整備する (国) 国民の量的・質的ニーズに応えるため、スポーツ指導者養成事業についての日体協等のスポーツ団体における検討状況に配慮しつつ、当該事業の文部科学大臣認定制度の見直しを行う
		平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が,スポーツ振興法第 11 条実施省令「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月「スポーツ振興基本計画」(以下,抜粋) (1)スポーツ振興基本計画」(以下,抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題 スポーツ指導者の養成は、文部科学大臣認定のもとに、日本体育協会(以下「日体協」という)をはじめ各スポーツ団体が実施している養成事業があるが、制度創設後 10 年以上経過している中、スポーツニーズの変化に十分には応えられなくなってきているという意見もある ③ 今後 10 年間の具体的施策展開 質の高い技術・技能を有したスポーツ指導者の養成方策の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの全国展開など、スポーツ指導者の養成方策の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの全国展開など、スポーツ活動の場の拡大に伴って必要となる指導者の確保を図り、スポーツ指導者が指導を円滑に行うことのできる環境を整備する (国) 国民の量的・質的ニーズに応えるため、スポーツ指導者養成事業についての日体協等のスポーツ団体における検討状況に配慮しつつ、当該事業の文部科学大臣認定制度の見直しを行う(スポーツ団体)
		平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が、スポーツ振興法第 11 条実施省令「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月「スポーツ振興基本計画」(以下、抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題 スポーツ指導者の養成は、文部科学大臣認定のもとに、日本体育協会(以下「日体協」という)をはじめ各スポーツ団体が実施している養成事業があるが、制度創設後 10 年以上経過している中、スポーツニーズの変化に十分には応えられなくなってきているという意見もある ③ 今後 10 年間の具体的施策展開 質の高い技術・技能を有したスポーツ指導者の養成方策の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの全国展開など、スポーツ活動の場の拡大に伴って必要となる指導者の確保を図り、スポーツ指導者が指導を円滑に行うことのできる環境を整備する (国) 国民の量的・質的ニーズに応えるため、スポーツ指導者養成事業についての日体協等のスポーツ団体における検討状況に配慮しつつ、当該事業の文部科学大臣認定制度の見直しを行う(スポーツ団体) 日体協と加盟団体は連携して、「資格制度が現在のニーズに十分には応じられなくなっている」、あるいは、「受講科目、受講日程が硬直していて受講しつらい」という意見も踏まえて、年齢や技
		平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が、スポーツ振興法第 11 条実施省令「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月「スポーツ振興基本計画」(以下、抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題 スポーツ指導者の養成は、文部科学大臣認定のもとに、日本体育協会(以下「日体協」という)をはじめ各スポーツ団体が実施している養成事業があるが、制度創設後 10 年以上経過している中、スポーツニーズの変化に十分には応えられなくなってきているという意見もある ③ 今後 10 年間の具体的施策展開質の高い技術・技能を有したスポーツ指導者の養成方策の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの全国展開など、スポーツ活動の場の拡大に伴って必要となる指導者の確保を図り、スポーツ指導者が指導を円滑に行うことのできる環境を整備する (国) 国民の量的・質的ニーズに応えるため、スポーツ指導者養成事業についての日体協等のスポーツ団体における検討状況に配慮しつつ、当該事業の文部科学大臣認定制度の見直しを行う(スポーツ団体とか加盟団体は連携して、「資格制度が現在のニーズに十分には応じられなくなっている」、あるいは、「受講科目、受講日程が硬直していて受講しづらい」という意見も踏まえて、年齢や技術・技能レベルなどによって異なる国民の多様なスポーツニーズに応えることができるよう、スポーツ指導者養成事業について、地域スポーツ指導者と競技力向上指導者の一本化も含めた制度の見
		平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が,スポーツ振興法第 11 条実施省令 「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月 「スポーツ振興基本計画」(以下,抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題 スポーツ指導者の養成は、文部科学大臣認定のもとに、日本体育協会(以下「日体協」という)をはじめ各スポーツ団体が実施している養成事業があるが、制度創設後 10 年以上経過している中、スポーツニーズの変化に十分には応えられなくなってきているという意見もある ③ 今後 10 年間の具体的施策展開 質の高い技術・技能を有したスポーツ活動の場の拡大に伴って必要となる指導者の確保を図り、スポーツお導者が指導を円滑に行うことのできる環境を整備する (国)国民の量的・質的ニーズに応えるため、スポーツ指導者養成事業についての日体協等のスポーツ団体における検討状況に配慮しつつ、当該事業の文部科学大臣認定制度の見直しを行う(スポーツ団体) 日体協と加盟団体は連携して、「資格制度が現在のニーズに十分には応じられなくなっている」、あるいは、「受講科目、受講日程が硬直していて受講しづらい」という意見も踏まえて、年齢や技術・技能レベルなどによって異なる国民の多様なスポーツニーズに応えることができるよう、スポーツ指導者養成事業について、地域スポーツ指導者と競技力向上指導者の一本化も含めた制度の見直しを行うとともに、受講科目、受講形態の弾力化をさらに推進することが期待される 12 月「行政改革大綱」が閣議決定(お墨付き廃止)
	(H12)	平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が,スポーツ振興法第 11 条実施省令 「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月「スポーツ振興基本計画」(以下,抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題 スポーツ指導者の養成は、文部科学大臣認定のもとに、日本体育協会(以下「日体協」という)をはじめ各スポーツ団体が実施している養成事業があるが、制度創設後 10 年以上経過している中、スポーツニズの変化に十分には応えられなくなってきているという意見もある ③ 今後 10 年間の具体的施策展開 質の高い技術・技能を有したスポーツ指導者の養成方策の充実を図るとともに、総合型地域スポーツラブの全国展開など、スポーツ指導者の護成方策の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの全国展開など、スポーツ指導ものもしたには応えるため、スポーツ指導者が指導を円滑に行うことのできる環境を整備する (国)国民の量的・質的ニーズに応えるため、スポーツ指導者養成事業についての日体協等のスポーツ団体における検討状況に配慮しつつ、当該事業の文部科学大臣認定制度の見直しを行う(スポーツ団体) 日体協と加盟団体は連携して、「資格制度が現在のニーズに十分には応じられなくなっている」、あるいは、「受講科目、受講日程が硬直していて受講しづらい」という意見も踏まえて、年齢や技術・技能レベルなどによって異なる国民の多様なスポーツニーズに応えることができるよう、スポーツ指導者養成事業について、地域スポーツ指導者と競技力向上指導者の一本化も含めた制度の見直しを行うとともに、受講科目、受講形態の弾力化をさらに推進することが期待される 12月「行政改革大網」が閣議決定(お墨付き廃止) 平成 17 年度末をもって「スポーツ指導者の知識・技能審査事業に関する規程」も廃止となることが決定
2000年	(H12)	平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が,スポーツ振興法第 11 条実施省令 「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月 「スポーツ振興基本計画」(以下,抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題 スポーツ指導者の養成は、文部科学大臣認定のもとに、日本体育協会(以下「日体協」という)をはじめ各スポーツ団体が実施している養成事業があるが、制度創設後 10 年以上経過している中、スポーツニーズの変化に十分には応えられなくなってきているという意見もある ③ 今後 10 年間の具体的施策展開 質の高い技術・技能を有したスポーツ活動の場の拡大に伴って必要となる指導者の確保を図り、スポーツお導者が指導を円滑に行うことのできる環境を整備する (国)国民の量的・質的ニーズに応えるため、スポーツ指導者養成事業についての日体協等のスポーツ団体における検討状況に配慮しつつ、当該事業の文部科学大臣認定制度の見直しを行う(スポーツ団体) 日体協と加盟団体は連携して、「資格制度が現在のニーズに十分には応じられなくなっている」、あるいは、「受講科目、受講日程が硬直していて受講しづらい」という意見も踏まえて、年齢や技術・技能レベルなどによって異なる国民の多様なスポーツニーズに応えることができるよう、スポーツ指導者養成事業について、地域スポーツ指導者と競技力向上指導者の一本化も含めた制度の見直しを行うとともに、受講科目、受講形態の弾力化をさらに推進することが期待される 12 月「行政改革大綱」が閣議決定(お墨付き廃止)
2000年	(H12) (H17) (H18) (H20)	平成 13 年から販売開始、平成 14 年から収益による助成開始 「スポーツ活動助成」(地域スポーツの裾野の拡大)スポーツ指導者の養成・資質向上 4月:文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が、スポーツ振興法第 11 条実施省令「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる 6月 指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置し、制度の見直しをスタート 9月 「スポーツ振興基本計画」(以下、抜粋) (1)スポーツ指導者の養成・確保 ① 到達目標 ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する ② 現状と課題 スポーツ指導者の養成は、文部科学大臣認定のもとに、日本体育協会(以下「日体協」という)をはじめ各スポーツ団体が実施している養成事業があるが、制度創設後 10 年以上経過している中、スポーツニーズの変化に十分には応えられなくなってきているという意見もある ③ 今後 10 年間の具体的施策展開質の高い技術・技能を有したスポーツ活動の場の拡大に伴って必要となる指導者の確保を図り、スポーツカラブの全国展開など、スポーツ活動の場の拡大に伴って必要となる指導者の確保を図り、スポーツ指導者が指導を円滑に行うことのできる環境を整備する (国)国民の量的・質的ニーズに応えるため、スポーツ指導者養成事業についての日体協等のスポーツ団体における検討状況に配慮しつつ、当該事業の文部科学大臣認定制度の見直しを行う(スポーツ団体) 日体協と加盟団体は連携して、「資格制度が現在のニーズに十分には応じられなくなっている」、あるいは、「受講科目、受講科目が現在のニーズにかえることができるよう、スポーツ指導者養成事業について、地域スポーツ指導者と競技力向上指導者の一本化も含めた制度の見直しを行うとともに、受講科目、受講形態の弾力化をさらに推進することが期待される 12月「行政改革大網」が閣議決定(お墨付き廃止) 平成 17 年度末をもって「スポーツ指導者の知識・技能審査事業に関する規程」も廃止となることが決定

方の改革内容が示された. さらに,2001年 (平成13年)7月には改革を具体化するための 方針が示され,2005年度末をもって文部科学 大臣事業認定制度に基づくスポーツ指導者養成 事業の廃止が決定した.

c. 公認スポーツ指導者制度の改定

2000年(平成12年)4月のスポーツ振興法第11条の実施省令化に伴い,日本体育協会公認スポーツ指導者に寄せられる期待と責任は高まり,日本体育協会指導者養成育成専門委員会の中に指導者制度検討プロジェクトが設置され,公認スポーツ指導者の更なる資質向上と養成講習形態の見直しを図るための制度改定作業が始まった。

ここでは、これまでのスポーツ指導者育成事業の成果と問題点を検証するとともに、今後の

スポーツ活動の場において必要とされるスポーツ指導者の役割を検討した. さらに「望ましいスポーツ指導者像」を明確にし、その「望ましいスポーツ指導者に求められる能力」と「求められる能力を身につけるためのカリキュラムづくり」の策定作業に取り組んだ.

そして 2005 年(平成 17 年) 4月1日付けで「公認スポーツ指導者制度」を改定、日本体育協会と加盟団体等にとって記念すべき、新たなスポーツ指導者育成のスタートの年となった

(共通科目テキストを一部加筆・修正)

文 献

- 1) 日本体育協会公認スポーツ指導者養成テキスト.
- 2) 日本体育協会公認スポーツ指導者制度オフィシャルブック 2006.

2. 日本体育協会アスレティックトレーナー養成事業

日本体育協会アスレティックトレーナーは, 日本体育協会公認スポーツ指導者の一資格とし て位置づけられている.

現在のアスレティックトレーナー養成事業は 1994年(平成6年)に始まったが、本項では、 養成事業が始まるまで、養成事業の実施、そし て養成講習会カリキュラム改定、の3つの時期 に分けて解説する。

a. 養成事業が始まるまで

日本体育協会では、1965年(昭和40年)よりスポーツ指導者の養成事業を始めたが、前述したとおり当時の資格名称は、「スポーツトレーナー」という名称であった。これは、ドイツ(当時は西ドイツ)のスポーツ指導者資格の名称を参考にしたものであって、「トレーナー」という名称を用いてはいるが、現在の「アスレティックトレーナー」というよりは、競技力向上指導者・コーチに位置づけられていた。しかし当時のスポーツトレーナーは、現在のコーチの共通科目にあたる部分だけを学び資格認定されたものであり、競技別専門科目を受講している競技別のコーチとも若干異なる。

スポーツトレーナーは 1976 年(昭和 51 年)まで養成事業が実施されたが、翌年には「公認スポーツ指導者制度」を制定し、競技力向上指導者はコーチという資格名称とし、スポーツトレーナーは、現在のようなトレーナーという職域の指導者資格ではなく、競技別専門科目を受講することでコーチに移行することとなった.

この日本体育協会公認スポーツ指導者制度の 制定に伴い、公認スポーツ指導者制度上に「ト レーナー資格」をどのように位置づけるかが議 論されることとなった。

一方アメリカにおいては、1950年(昭和25年)に、全米アスレティックトレーナーズ協会(NATA: National Athletic Trainers' Association)が設立され、1970年から公認資格制度が(NATA-ATC: Athletic Trainer Certified)導入されたことから、スポーツ界において有資格者としてのアスレティックトレーナーが広く認められるようになったようである。

日本におけるトレーナーの状況に関しては、 戦後の日本プロ野球の発展に伴ってマッサージ 師などがトレーナーとして組織的に活動を始め ているようであり、また、トレーナーにとって の社会的な大きな契機としては、東京オリンピ ックがあげられよう.

1964年(昭和39年)開催の東京オリンピックにおいては、トレーナーがいない国のためにと、東京都が医療資格を有するものなどを集めて講習会を開催し大会に備えたというような記録も残っている。このころからトレーナーという名称が一般的に使われるようになってきたようであるが、トレーナーという名称や職域に統一の見解があったわけではなく、マッサージ師や鍼灸師、理学療法士などがその専門性によりスポーツ現場において役割分担していたというよりも、各チームや団体・派遣母体などから総称してトレーナーと呼ばれて活動していたようである。

さて、スポーツトレーナーの養成事業が終了した後の日本体育協会公認スポーツ指導者制度におけるトレーナーの位置づけであるが、公認スポーツ指導者全体を考えた時には、「(1)競技特性に応じた高度な技術をマスターするための体力づくり(フィットネス)を指導するもの」と「(2)メディカル的な知識と技術を重視するもの」の二つの側面が考えられ、公認スポーツ指導者制度上位置づけるトレーナーとは、「当面、トップアスリートを対象にメディカル面を重視した役割とする」として検討が進められた。

その中で、当時のトレーナーの活動の分類について調査をしたところ、**表 I-A-3** のとおり、大きく4つに分類することができた.

また、当時トレーナーと呼ばれる人たちがどのような役割を担っているのか調査したところ、おおむね「ケガの応急処置からアスレティックリハビリテーション、健康管理、安全管理、環境把握、栄養指導」といったように、競技者のコンディショニング全般を担当していることがわかった。さらにトレーナーの有する各種医療関係の資格を調査したところ、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士、などが存在することから、スポーツドクター同様(注1)医療系資格を有するものを対象に、スポーツに関する専門講座を履修させることによって、トレーナーとして認定する方向で検討作業を行ったが、その中でさまざまな問題点も浮上してきた。

まず、一つ目は各種医療関係資格で、職業として行っても良い範囲が法律によって規制されているため、これらの資格すべてを生かした形でトレーナーの役割を考えることには無理があるということ。二つ目は、特定の医療関係有資格者のみを対象とした場合も考えられなくもな

いが、さまざまな資格をもってトレーナーとして活動している実態を勘案すると受講条件としての資格を限定することには問題があるということ. 三つ目は、医療系の資格はないが、体育系大学などにおいて体育・スポーツに関する専門教育を受け、運動部などの中で、競技者のコンディショニングを担当しつつトレーナーを指向する者についてどうするのかということ.

こういったことから、日本体育協会が資格認定するトレーナーの役割については、「医療関係の法律に抵触しない範囲でスポーツドクターとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、スポーツ外傷・障害の予防と応急処置、アスレティックリハビリテーション、コンディショニングなどを担当することとし、医療関係の資格を持っていれば、それだけ活動の範囲が広がるが、認定事業としては、医療資格にはこだわらない」という方針を打ち出した。

日本体育協会アスレティックトレーナーを取得したとしても、理学療法士やマッサージ師のような医療資格ではなく、あくまでも公認スポーツ指導者制度の範疇にあるということを強調しておきたい.

b. 養成事業の実施

さて、ここまで長い年月をかけ議論された結果、1994年(平成6年)7月5日の日本体育協会理事会において、日本体育協会公認スポーツ指導者制度を一部改定し、新たなトレーナー(資格名称は、「公認アスレティックトレーナー」とした)の認定事業を開始した。

この段階では、まだ日本体育協会独自の公認スポーツ指導者資格としてのスタートであったが、並行して、当時の文部大臣認定「社会体育指導者(平成12~16年度まで「スポーツ指導者」)の知識・技能審査事業」の中に位置づけられるよう働きかけた。この事業認定に関しては、1998年(平成10年)9月24日に、保健体育審議会社会体育審議会社会体育指導者の知識・技能審査事業認定に関する小委員会が開催され、アスレティックトレーナーが野外活動指導者とともに新たな領域として承認され、1998年(平成10年)10月1日付けをもって

注1:スポーツドクターの養成

昭和57年より養成スタート、日本国の医師免許を持ち、日本体育協会もしくは加盟団体から推薦されたものを対象に、基礎科目と応用科目を学ぶことでスポーツドクターとして認定される。なお、スポーツドクターは、専門領域別に資格が細分化されているわけではない。

表 I-A-3 トレーナー活動の分類

- ・NATA-ATC の資格を持ち、スポーツ関係企業に所属しつつ、競技者のコンディショニングなどに協力している
- ・PT (理学療法士) の資格を持ち病院に所属し、競技者のリハビリテーションに協力している人
- ・はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師また は柔道整復師の資格をもち、開業または企業に所 属しつつ、競技者のコンディショニングなどに協 力している人. あるいは、プロスポーツ、企業ス ポーツなどにおいて専従として所属している人
- ・体育系大学の学生で、運動部の競技者たちを対象 にテーピングやストレッチングなどを行って、コ ンディショニングなどを担当し、将来トレーナー としての就職を考えている人および大学を卒業し てトレーナーとして活動している人

創設された. また同日付けで日本体育協会がアスレティックトレーナーの事業認定団体として認定された.

1994年(平成6年)に養成事業が開始されたアスレティックトレーナーの役割とは、「スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、スポーツ選手の健康管理、障害予防、スポーツ外傷の応急処置、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等にあたること」とされた。

1994・1995年(平成6・7年)度については、日本体育協会加盟団体やプロスポーツなどにおいて、すでにトレーナーとして活動している方で、加盟団体などが推薦する人を対象に、特別講習会として養成事業を実施した。合計3回の特別講習会を実施し271名をアスレティックトレーナーとして認定した。

その後 1996 年(平成 8 年)度より正規のアスレティックトレーナー養成講習会(養成コース)が実施された. これは 2 年間かけて共通科目講習会(表 I-A-4)と専門科目講習会(表 I-A-5)を受講し、それぞれ検定試験を受験する(表 I-A-6,7)ものである.

受講の申込みは、受講年の4月1日現在満20歳以上で、日本体育協会加盟団体(都道府県体育協会、中央競技団体)または日本体育協会が特に認める国内統轄競技団体が推薦し日本体育協会が認めた者で、受講者数は80名に限定されている。定員80名に対し、倍以上の申込みがあることから、指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会においては、次のような条件を加味し受講者の選定をしてきた。

- ・トレーナーとしての活動実績
- ・推薦団体とのかかわり (団体内でのトレーナーとしての活動実績)

- ・受講希望者の保有資格
- ・トレーナーに関する研修会・セミナーなどの 参加実績
- ・推薦団体における活用の義務づけ

共通科目講習会は、当時の公認 C・B級コーチ共通科目カリキュラム (表 I-A-4) を、それぞれ前期・後期と受講(集合講習時間は計 118時間)した上で、それぞれ理論試験(表 I-A-6)を受験する。専門科目は、専門科目カリキュラム(表 I-A-5)を3回の集合講習会として受講した上で、理論試験・実技試験(表 I-A-7)を受験する。

受講有効期限は、受講申込みから5年間となっており、受講有効期限内に講習会をすべて 受講し検定試験に合格しなければ有効期限が切れた時点で受講の権利はすべて喪失することに なる.

アスレティックトレーナー養成講習会は、講習会そのものの質を確保するために年間の受講者を80名に限定している。しかしこれでは、年間に養成されるアスレティックトレーナーの数が限定されてしまうため、すでに他の資格では導入されている、講習・試験免除承認システム(注2)における免除適応コースに「アスレティックトレーナーコース」を追加し、カリキュラムなどの条件を満たした学校をアスレティックトレーナーコース承認校として認定した。

この承認校において必要な単位を取得した学生については、講習・試験の一部を免除し、特別講習として、「アスレティックトレーナーの役割」「ドーピングコントロール」「現場における安全確保」を受講することによりアスレティックトレーナー検定試験の受験資格を得ることができ、養成コース同様に平成9年度より適応コース履修者を対象とした検定試験を実施している。

一般の養成コースについては、毎年80名程度が定員となっているが、免除適応コースについては、平成9年度に初めて検定試験を実施し

注2:講習・試験免除承認システム

体育系大学等の大学,社会体育系専門学校,その他スポーツ関連団体が,本会が各免除適応コース毎に定めたカリキュラムと同等の教育課程を設定し、本会の審査を経て当該コースの承認を受ける。

承認を受けた体育系学校等において当該教育課程を履修した者は、所属大学等を通じ卒業時(修了時)に本会に修了証明書の発行を申請することにより、当該養成講習会受講時に講習・試験の免除を受けることができるシステム.

※「免除適応コース」とは、申請する個々のコースのことをいう。

表 I-A-4 共通科目講習内容

科目名	集合	通信	計時間数
スポーツ社会学	8 時間	20 時間	28 時間
スポーツ心理学	12 時間	16 時間	28 時間
トレーニング科学	37 時間	24 時間	61 時間
スポーツ医学	32 時間	24 時間	56 時間
スポーツと栄養	6 時間	6 時間	12 時間
スポーツ指導論	8 時間	18 時間	26 時間
地域におけるスポーツ行政	4 時間	2 時間	6 時間
研究協議等	11 時間	0 時間	11 時間
計	118 時間	110 時間	228 時間

表 I-A-5 専門科目講習内容

科目名	時間数
アスレティックトレーナーの役割	6 時間
トレーニング科学	8 時間
スポーツ医学	18 時間
スポーツと食事	10 時間
救急法実習(日赤の「救急法救急員養成講習会」を受講)	22 時間
アスレティックリハビリテーション	20 時間
テーピング実習	16 時間
コンディショニング実習	24 時間
ドーピング・コントロール	6 時間
現場における安全確保	6 時間
計	136 時間

|表 I-A-6 共通科目検定試験

共通科目C レポート+理論試験(9科目)

「スポーツ社会学、スポーツ心理学、トレーニング科学(生理学)、トレーニング科学(バイオメカニクス)、スポーツ医学(内科)、スポーツ医学(外科)、スポーツと栄養、スポーツ指導論、地域におけるスポーツ行政」

共通科目B レポート十理論試験(8科目)

「スポーツ社会学、スポーツ心理学、トレーニング 科学、スポーツ医学 (内科)、スポーツ医学 (外科)、スポーツと栄養、スポーツ指導論、地域における スポーツ行政」

I表 I-A-7 専門科目検定試験

理論試験8科目

「アスレティックトレーナーの役割,トレーニング 科学、スポーツ医学、スポーツと食事、アスレティックリハビリテーション、コンディショニング 実習、ドーピングコントロール、現場における安 全確保|

実技試験 4 科目

「アスレティックリハビリテーション 1, アスレティックリハビリテーション 2, ストレッチング, テーピング

た時は十数名だったのが、平成 16 年度の受験においては、1,000 名を超える学生(卒業生含む)がこのアスレティックトレーナーを目指して受験をしている.

c. アスレティックトレーナーマスター

アスレティックトレーナーについては、公認 コーチや公認指導員のように、上級資格がない。 しかし、アスレティックトレーナー養成事業に 特に尽力している方で、次の条件を満たす方の 中から、日本体育協会アスレティックトレー ナー部会にて選考、指導者育成専門委員会にて 承認された方をアスレティックトレーナーマス ターとして認定している。

- ・アスレティックトレーナー有資格者であるこ と
- ・年齢35歳以上の者であること
- ・アスレティックトレーナーとして中核的な役割を果たした実績がある者
- ・アスレティックトレーナーを育成,指導した 顕著な実績がある者で今後とも継続してアス レティックトレーナーの育成,指導にあたる 者
- ・人物, 見識ともに優れアスレティックトレー ナーマスターとして相応しい者

平成 17年3月31日現在で、15名のアスレティックトレーナーの方がアスレティックトレーナーの方がアスレティックトレーナーマスターとして認定されている。

d. 公認アスレティックトレーナー 研修会

日本体育協会公認スポーツ指導者の資格有効期限は4年間と定められており、資格更新するためには、有効期限が切れる6ヵ月前までに更新のための研修、通称「義務研修」を受講することが義務付けられている。

アスレティックトレーナーの役割は非常に多岐にわたり、競技者・コーチ・スポーツドクターなどのスポーツ現場あるいはさまざまな団体から質の高いアスレティックトレーナーが必要とされている.

アスレティックトレーナーに関する研修については、単に資格を更新するためだけのものではなく、すでに資格を取得した者であっても、常に最新の情報を得て自己研鑚を重ね、一層の資質向上に努めることをねらいとしている.

アスレティックトレーナーの義務研修は下記の1) \sim 3) があり、資格有効期限内の6ヵ月前までにいずれかを受講すれば、資格更新することができる。

1) アスレティックトレーナー研修会(日本体育協会主催)

本研修会は平成11年度に始まり、東京都を中心に毎年1月に開催している.

|表 I-A-8 アスレティックトレーナー連絡会議

アスレティックトレーナー相互の連携を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等について協議するため、競技団体・都道府県体育協会・プロスポーツ団体等の有資格者の代表により構成された会議のこと、毎年1回開催している

|表 I-A-9 アスレティックトレーナー連絡会議運営規則

日本体育協会

アスレティックトレーナー連絡会議運営規則 (目的)

第1条

アスレティックトレーナー相互の連携を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等について協議するため、アスレティックトレーナー連絡会議(以下「連絡会議」という)を開催する.

(構成) 第2条

連絡会議は、次の各号に掲げる有資格者の代表、 トレーナー部会委員および学識経験者をもって構成する。

- (1) 中央競技団体所属の有資格者
- (2) 都道府県体育協会所属の有資格者
- (3) プロスポーツ団体等所属の有資格者
- (4) 日本体育協会所属の有資格者

また、その選任は、日本体育協会で決定する.

(運営委員会)

第3条

連絡会議に運営委員会を置き,連絡会議の協議内 容等の企画,立案及び準備,運営にあたる.

- 2. 運営委員は、第2条に掲げる者の中から20名程度を日本体育協会が選任する。
- 3. 運営委員の任期は2年とする. ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条

連絡会議は、年1回以上開催し、運営委員会は、 随時これを開催する。

(運営委員長)

第5条

運営委員は, 互選で運営委員長を選出する.

2. 運営委員長は、日本体育協会・トレーナー部会と協議の上、連絡会議及び運営委員会を招集して、その議長となる.

(規則の変更)

第6条

この規則は、日本体育協会指導者育成専門委員会 の承認を受けて変更することが出来る.

付 則 この規則は、平成 11 年 11 月 26 日から 施行する。

この規則は、平成 17 年 11 月 25 日から 施行する.

- 2) 日本体育協会指定学術団体主催学術集会等 日本体育協会が指定した学術団体が主催す る下記①~④の学術集会等において,指定演 題を合計 4 時間以上聴講した者は,資格更新 のための義務研修を修了した者とみなされる。
 - ① 日本臨床スポーツ医学会学術集会

- ② 日本整形外科スポーツ医学会学術集会
- ③ 日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学 会(JOSKAS)
- ④ チームドクター&トレーナーミーティング (日本臨床スポーツ医学会主催)
- 3) アスレティックトレーナー連絡会議都道府 県ブロック会議主催研修会

アスレティックトレーナー連絡会議都道府 県ブロック(北海道・東北・関東・北信越・ 東海・関西・中国・四国・九州)が主催し、 日本体育協会が承認した研修会を、資格有効 期限内に2回受講した者は、資格更新のため の義務研修を修了したものとみなされる。

e. アスレティックトレーナー連絡会議

1994年(平成6年)にアスレティックトレーナー養成事業がスタートし、アスレティックトレーナーが増えるにつれて、アスレティックトレーナー同士の情報交換の場の必要性が高まってきた。そんな中、2001年(平成13年)にアスレティックトレーナー連絡会議(表 I-A-8,9)が発足した。

毎年1回,連絡会議を開催し情報交換するとともに、日本体育協会アスレティックトレーナーが加盟団体(都道府県体育協会、中央競技団体等)ごとに組織化(協議会の結成)・連携することによって、情報提供・情報交換・情報共有し、競技の普及・発展および地域におけるスポーツ活動に貢献することを目的とした全国的なネットワークの構築を目指し運営委員を中心に活動を展開しているところである。

f. 養成講習会カリキュラムの改訂

前述したとおり、2005年(平成17年)の公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、公認スポーツ指導者養成共通科目カリキュラムは大幅に見直された。このことに伴い、アスレティックトレーナー養成共通科目(共通科目 I + II + III ,表I-A-10)が新たに定められたことから、指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会において、専門科目カリキュラムの見直しをすることが決定した。平成15年6月に初めてカリキュラムの改訂などに着手した。

カリキュラムの改訂に当たっては、まずは日本体育協会アスレティックトレーナーとして必要とされる資質や能力を明らかにする必要があるとのことから、日本体育協会が養成すべき「アスレティックトレーナーの役割とは」を明らかにした.

表 I-A-10 共通科目カリキュラム

	科目名	時間数(h)
	文化としてのスポーツ	3.75
	指導者の役割 I	5.0
共通科目Ⅰ	トレーニング論I	3.75
	スポーツ指導者に必要な 医学的知識 I	7.5
	スポーツと栄養	2.5
	指導計画と安全管理	3.75
	ジュニア期のスポーツ	5.0
	地域におけるスポーツ振興	3.75
	社会の中のスポーツ	5.0
	スポーツと法	5.0
共通科目Ⅱ	スポーツの心理 I	7.5
	スポーツ組織の運営と事業	10.0
	対象に合わせたスポーツ指導	7.5
	指導者の役割Ⅱ	7.5
	アスリートの栄養・食事	5.0
	スポーツの心理Ⅱ	10.0
共通科目Ⅲ	身体のしくみと働き	10.0
,	トレーニング論Ⅱ	20.0
	競技者育成のための指導法	10.0
	スポーツ指導者に必要な 医学的知識 II	20.0
	計	152.5

|表 I-A-11 アスレティックトレーナーの役割

- 1. スポーツ外傷・障害の予防
- 2. スポーツ現場における救急処置
- 3. アスレティックリハビリテーション
- 4. コンディショニング
- 5. 測定と評価
- 6. 健康管理と組織運営
- 7. 教育的指導

アスレティックトレーナーの役割を,**表 I-A-11** のような 7 つの項目に定め (詳細については, 第 I 章 B で解説), この役割を果たすことのできるアスレティックトレーナーを育てるために必要な.

- ・専門科目カリキュラム内容、時間数
- ・免除適応コース申請基準
- · 検定試験方法

について,海外のトレーナー養成システムやカリキュラムなども参考にし,約3年をかけ具体的に議論した.

新専門科目カリキュラムについては、共通科目カリキュラムの時間数が大幅に削減されたことから、その部分を補うためにも、これまでの専門科目カリキュラムを改めて体系的に整理し直し、不足していた内容などを新たに盛り込み総時間を600時間とした(表I-A-12).特に、応急処置などについては、「救急法実習」という科目で日本赤十字社の救急法救急員の資格を

取得することで代替していたが、新専門科目カリキュラムにおいては、「救急処置」の科目の中でスポーツ現場に必要な救急処置などについて盛り込まれることとなった。さらに、これまで課題とされていた資格取得時の現場経験の不足などを解消するために、新専門科目カリキュラムに、アスレティックトレーナーの下で指導を受ける現場実習 180 時間 (表 I-A-13) を明確に位置づけた.

また、これまで明確には成文化されていなか った免除適応コース申請基準についても、詳細 を規定化した (表 I-A-14), 特筆すべきは、公 認アスレティックトレーナー専任教員を主と副 に分け、専任・主は、「公認アスレティックト レーナーとして登録・認定後4年を経過してい る者で、スポーツ現場における実務経験が3年 以上の者」とし、専任・副は、「公認アスレ ティックトレーナー資格取得後, スポーツ現場 における実務経験が2年以上の者」としたこと であろう。主・副いずれの場合であっても、日 本体育協会が開催する公認アスレティックトレ ーナー専任教員講習会を修了していることが条 件となり、それまでの「公認アスレティックト レーナー資格を有すること」のみの条件からは 大きく変わった. ちなみに公認アスレティック トレーナー専任教員講習会は、平成17年度よ り実施されている.

検定試験に関しても、これまでは理論試験・ 実技試験のそれぞれにおいて科目別の検定試験 を実施し、全科目合格することで最終的な修了 判定としていたが、新たな検定試験では理論試 験・実技試験のそれぞれ科目別検定試験ではな く理論試験(客観式試験・総合論述試験)の合 否判定、総合実技試験の合否判定というような シンプルなものとなる。受験の流れとして、基 礎的・応用的な知識を備えることは、アスレティックトレーナーの必須条件であるとし、理論 試験に合格しないと総合実技試験に進めないこ ととなった。

平成17年度に発表された新アスレティックトレーナー養成カリキュラム(共通科目・専門科目)は、養成コースでは平成18年度の新規受講生から、適応コースでは学校による年限的な経過移行措置はあるものの、新規承認校の場合は平成18年度から、継続校の場合は修業年数に応じて共通科目・専門科目共に新しいカリキュラムへ移行することとなり、検定試験に関しては、養成コース・適応コース共に平成19年度新規受験対象者からはすべて新たな専門科目カリキュラムに基づく検定試験を実施するこ

表 I-A-12 専門科目カリキュラム

科目名	時間数(h)
1. アスレティックトレーナーの役割	30
2. スポーツ科学	120
3. 運動器の解剖と機能	60
4. スポーツ外傷・障害の基礎知識	60
5. 健康管理とスポーツ医学	30
6. 検査・測定と評価	60
7. 予防とコンディショニング	90
8. アスレティックリハビリテーション	90
9. 救急処置	30
10. スポーツと栄養	30
計	600

|表 I-A-13 専門科目カリキュラム現場実習

科目名	時間数(h)
1) 見学実習	30
2) 検査・測定と評価実習、アスレティック リハビリテーションプログラム作成実習	30
3) スポーツ現場実習(ストレッチング, テーピング, 応急処置等)	30
4) アスレティックリハビリテーション実習 (プログラム作成,実施等)	30
5) 総合実習	60
計	180

ととなった. 年限的な経過措置はあるものの, 適応コースは 180 時間の現場実習を終了して いなければ, 総合実技試験(受験機会は 2 回ま で)に進むことができない.

検定試験に関しては、平成23年度より専門科目の試験形態を一部改訂し、客観式試験合格者が実技・論述試験(総合実技試験と論述試験)を受験するかたちとなった.

1994年(平成6年)にスタートしたアスレティックトレーナー養成事業は、約18年間で、1,861名が登録している(平成24年10月1日現在)。

平成 18年のアスレティックトレーナー養成カリキュラムの改訂により、知識と技術と能力を備えた質の高いアスレティックトレーナーが一人でも多く誕生し、日本のスポーツ界に貢献しれくれることを願う.

g. 資格更新のための一次救命処置資 格保持義務

スポーツ現場において最も身近に競技者をサポートするアスレティックトレーナーは、いつ何時一次救命処置(Basic Life Support: BLS)を必要とする状況に遭遇するかもしれない.

養成コースおよび適応コースともに、アスレティックトレーナー資格取得前に赤十字救急法 救急員資格を取得し、専門科目の「救急処置」 を学ぶことになっている。しかし、一度体得した救命処置技術であっても、いざとなったとき

2

【表 I-A-14 講習・試験免除適応コースアスレティックトレーナーコース申請基準

公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会 講習・試験免除適応コース アスレティックトレーナーコース申請基準

1. 承認校について

講習・試験免除適応コース(以下「免除適応コース」という)の承認については、次に掲げる学校にて行われるものであること。 学校教育法に基づく大学、短期大学、専修学校、但し専修学校の場合は2年以上の専門課程

2. 申請に関する事項

- (1) アスレティックトレーナーコースを申請しようとする学校は、「免除適応コース申請書」を、申請を希望する前年度の日本体育協会(以下「本会」という)指導者育成専門委員会で承認されるよう本会に提出すること。
- (2) アスレティックトレーナーコースの申請に当たっては、「共通科目 | 十 || 十 || コース」も併せて申請すること.
- (3) 申請書が提出された後、本会指導者育成専門委員会で承認されるためには、指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会の部会員および担当職員の「指導状況調査」を受けなければならない。なお、「指導状況調査」については、承認後も一定期間の内に行うものとする。

3. 免除適応コースの承認に関する事項

- (1) 免除適応コースの申請については、免除適応コース申請基準に基づき、申請書に必要書類を添付し提出しなければならない。
- (2) 免除適応コースの承認については、申請書を提出後、本会アスレティックトレーナー部会および指導者育成専門委員会の審議を経て、本会が承認する.
- (3) 申請内容に変更が生じた場合には、届出をし、承認を得なければならない。
- (4) 平成 16 年度までの承認校における本申請基準への移行期間については別に定める。

4. 教員に関する事項

(1) アスレティックトレーナー専任教員の基準

免除適応コース承認校においては、専任の公認アスレティックトレーナー「アスレティックトレーナー専任教員」を置かなければならない。

- ① アスレティックトレーナー専任教員は下記の者であって専ら大学や専門学校等の免除適応コースの管理の任に当たることができる者とする。
- ② アスレティックトレーナー専任教員とは、他の専任(常勤)の職を有する者でないことを意味し、大学等の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものであること.
 - ア) アスレティックトレーナー専任教員の内、少なくとも一人は公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者で、スポーツ現場における実務経験が3年以上の者とする。(専任:主)
 - イ)その他のアスレティックトレーナー専任教員は、公認アスレティックトレーナー資格取得後、スポーツ現場における 実務経験が2年以上の者とすることができる。(専任:副)
 - ウ) ア) イ) の者であっても、本会が開催する専任教員講習会を修了していること、但し、平成 17 年度までの専任教員 についてはこの限りではない。
 - エ) 本会が開催するアスレティックトレーナー専任教員ミーティングに、毎年各校から必ず1名は参加しなければならない。なお、各校のアスレティックトレーナー専任教員は2年に1回は参加することが望ましい。
- ③ アスレティックトレーナー専任教員を置く場合は、個票(経歴等含む)を提出し、本会アスレティックトレーナー部会にて承認を受けること。ただし、継続の場合はこの限りではない。なお、継続の場合においても個票(経歴等含)は提出することとする。
- ④ アスレティックトレーナー専任教員の数

アスレティックトレーナー専任教員は、アスレティックトレーナーコース対象学生が一学年 60 人以内である場合は 1 人以上、61 人以上である場合は、その超える数が 40 人を増すごとに 1 人を加えた数としなければならない。

(2) その他

公認アスレティックトレーナー養成に関わる学部等を新設する申請校に限り、本会が定めるカリキュラムを担当する教員を 新たに採用する場合は、承認予定年度の該当者の採用通知の写しを申請時に提出することとする。

5. 教育に関する事項

- (1) 公認アスレティックトレーナー養成講習会専門科目カリキュラムを教授するのに適当と認められる者とは、別表の講師基準を満たす者であって、教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者(各当該専門科目の分野に関し教育経験を有する大学の専任講師以上の者)であり、本会アスレティックトレーナー部会が認める者とする。
- (2) 一専任教員の一週間当たりの授業時間は、15時間を標準とする(90分で週7コマ)。

6. 授業に関する事項

- (1) 教育の内容は、別表の公認アスレティックトレーナー養成講習会専門科目カリキュラムの通りであること。また、講習科目 1 から 10 の順に学ぶことが望ましい。
- (2) 教育の時間数は、現場実習を除く600時間以上とする。

但し、授業時数を単位に換算する場合の計算方法は、学校教育法、大学設置基準及び専修学校設置基準等によるものとする。

7. 現場実習に関する事項

- (1) 免除適応コース承認校は、学生に対し現場実習の機会を確保し、知識・技術の向上を図るため現場実習の教育を行えるよう努めること。
- (2) 現場実習については、公認アスレティックトレーナー養成講習会専門科目カリキュラムに基づき行うこと.
 - ① 現場実習時間は、180時間(実時間数)以上とすること。
 - 1) 見学実習: 30 時間, 2) 検査・測定と評価実習, アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習: 30 時間,
 - 3) スポーツ現場実習: 30 時間, 4) アスレティックリハビリテーション実習: 30 時間, 5) 総合実習: 60 時間
 - ② クリニック等医療機関等で行うことができる現場実習については、実習時間の内「3) スポーツ現場実習、5) 総合実習」を除く90時間以内とすること。
 - ③ 申請できる一日の実習時間及び週の日数は、一日3時間以内、週5日間までとすること.
 - ④ 合宿や遠征等長期にわたる現場実習については、一日6時間以内で連続して最長5日間までとし、年間2回までを原則とすること。
 - ⑤ 免除適応コース承認校として認定を受けた教育機関の同一キャンパス内施設での複数運動部活動における現場実習については、現場実習計画書に記載された公認アスレティックトレーナーが実際に指導することを条件として、現場実習時間として認める。但し、指導できる人数の総数、1日当たりの実習時間については上記の通りとする。
 - ⑥ 異なるキャンパス及び学外における現場実習に関しては上記⑤は適用しない.
 - ⑦ 公認アスレティックトレーナーが帯同しない合宿、試合は現場実習として認めない。

表 I-A-14 つづき

- ⑧ 現場実習を行うにあたっては、毎年当該年度分の「現場実習計画書」を6月末迄に提出し、3月末までに「現場実習報告書」を提出すること。
- (3) 現場実習の指導ができる者等について
 - ① 現場実習の指導ができる者は、別表の講師基準を満たす者であること、
 - ② 同年度において一人の公認アスレティックトレーナーが指導できる実習生(学生)の総数は次の通りとする. 但し,「1) 見学実習 | についてはこの限りでない.
 - ・専任教員(専任:主): 36 名以内
 - ・専任教員(専任:副): 24 名以内
 - ・上記以外の公認アスレティックトレーナー: 12 名以内(但し、アスレティックトレーナーマスターについては 24 名以内とする)
 - ・公認スポーツドクター: 24 名以内
 - ③ 実習生を指導する場合は、必ず「現場実習報告書(個人用) に必要事項を記入し署名・捺印をしなければならない。
 - ④ 現場実習を引き受ける者は、毎年6月末までに「現場実習受入計画書」を、各学校を通じて本会に提出すること。
- (4) 現場実習の期間等

現場実習は、学校に入学した年度より有効とする。ただし、1) 見学実習の後、2) 検査・測定と評価実習、アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習、3) スポーツ現場実習、4) アスレティックリハビリテーション実習、を行った上で、5) 総合実習を行うことが望ましい。また、現場実習は授業の進行状況に応じて行うことが望ましい。

(5) 個人情報の保護について

現場実習に参加する実習生(学生)は、現場実習で知り得た情報を漏洩することの無いよう、現場実習先と守秘義務を結ぶことを原則とする。また、現場実習の指導にあたる者も、実習生(学生)に関する情報を漏洩することの無いよう守秘義務を結ぶことを原則とし、個人情報保護法を遵守すること。

(6) 検定試験について

本会が実施する公認アスレティックトレーナー専門科目検定試験のうち、総合実技試験を受験する場合は、必要事項が記載された「現場実習報告書(個人用)」を検定試験願書に添付しなければ受験資格を得ることができない。

(7) その他

免除適応コース承認校において、2年間、在学生のうち1人も現場実習を履修する者がいない場合には、その後の免除適応 コースの承認を取り消すことがある。

8. 施設及び設備等に関する事項

アスレティックトレーナーコースを申請しようとする学校は、公認アスレティックトレーナーの教育に必要な次の施設、設備等を備えるよう努めなければならない.

- (1) 公認アスレティックトレーナーの教育に必要な教室・実技実習室等の施設を有すること.
- (2) 公認アスレティックトレーナーの教育に必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を備えること.
- 9. 附則
- (1) この基準は、本会指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会の決定により変更することができる.
- (2) 平成 23 年 2 月 16 日改定, 平成 24 年 4 月 1 日施行
- (3) 平成 23 年 4 月 1 日改定

に的確に処置することができなければ、アスレ ティックトレーナーとしての資質が問われるこ とになる.

そこで、心肺蘇生法(CPR)および自動体外式除細動器(AED)に関する講習を継続的に受講し、緊急時に必要な最新の正しい救命処置の知識と技術を身につけることが必要であるとの観点から、アスレティックトレーナー資格更新要件にBLS資格の保持を義務付けることとした。

BLS 資格の保持については、義務研修受講時にその時点で有効の修了証または認定証を受付時に提示することにより確認することとしており、平成28年4月より、義務研修会を受講する際は必ずBLS資格を保持していなければ、義務研修を受講したものとみなされず資格更新できないこととなっている。

対象となる講習会は下記のとおりであるが、 日本体育協会ではアスレティックトレーナー資 格取得前に全員が必ず取得している赤十字救急 法救急員資格(有効期限3年)の資格継続研修 を受講することを勧めている。

1)対象講習会の条件

以下の条件をすべて満たす講習会を有効と

する.

- ① アメリカ心臓学会(AHA)のガイドライン 2010(G2010)に準じた成人向けの CPR および AED の講習会であること.
- ② CPR および AED に関する実技評価の結果により、修了証または認定証を発行している講習会であること.
- ③ 有効期限が記載された修了証または認定 証を発行していること.
- 2) 対象講習会主催団体・機関

原則として,以下の団体等が認定する講習会で上記1)の条件を満たしているものを対象とする.

- ① 日本赤十字社,② 日本救急蘇生普及協会,③ 国際救命救急協会,④ 日本ライフセービング協会,⑤ Medics First Aid (MFA) JAPAN,⑥ マスター・ワークス,
- ⑦ 消防署·消防庁, ⑧ 日本 ACLS 協会,
- (9) American Academy of Orthopedic Surgeons, (10) American Heart Association,
- ① American Red Cross, ② American Safety and Health Institute, ③ Canadian Red Cross.